

議第38号

三島市総合福祉手当に関する条例の一部を改正する条例案

三島市総合福祉手当に関する条例（昭和45年三島市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第11条の7第1項中「精神障害者及びその保護者」を「精神障害者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者をいう。以下この項及び次項において同じ。）及びその家族等（同法第33条第2項に規定する家族等をいう。以下この項及び次項において同じ。））」に、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に定める者が同法第22条の3」を「精神障害者が同法第20条」に、「同法第20条第1項に定める保護者」を「その家族等」に改め、同条第2項第2号中「保護者」を「家族等」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

平成26年2月18日提出

三島市長 豊岡 武士